

⑧企業・従業員による差別事件

滋賀県では、二〇〇六年一月、A株式会社従業員差別発言事件が起こった。事件は同社内で、グループで通常業務にあたっている同社従業員のB（栗東市十里在住）、C（栗東市内在住）、D（同）の三人の間で発生。業務のなかでCは、BやDとのコミュニケーションを図るつもりで「二戸一があるところは同和地区」「同和地区は家賃が安い」「栗東にも部落があるのか」等、インターネットから得た不正確な情報をもとに興味本位にBやDに繰り返し発言し、部落に対する差別意識や偏見を助長した。Cが発言を繰り返すなかで、十里在住のBは部落に対する差別意識に憤りを感じるとともに、自身が住む地域のことを知っての発言かと、強く不安を抱くようになった。Bは十里にある隣保館「ひだまりの家」に相談したが、ひだまりの家はその内容を十里支部や栗東市役所内の関係部署に報告せず、そのまま放置していた。〇七年二月、Cの発言から三か月悩んだ末にBがその旨を会社の上司に報告し、会社が栗東市役所に相談をしたことから事件が発覚したもの。

A株式会社は、①人権宣言を行う、②社内人権・同和教育基本方針と実施要綱の策定、③社内人権・同和教育推進委員会の立ち上げ、④研修プログラムと研修計画の策定、など九つの具体的取り組みを含めた見解を提出した。